

フランス資料

1. 社会一般



●フランス共和国の概要

フランス共和国の基本データ	
面積	55万1,500平方キロ
資源	鉄、ボーキサイト、石炭、農産物
人口	6,165万人(2007年推定)
首都	パリ(人口216万人)(2006年推定)
主要都市	マルセイユ、リヨン、トゥールーズ、ニース、ストラスブール
住民	ケルト系、ゲルマン系、ノルマン系などの混血、その他欧州各国や北アフリカなどからの移民、ブルターニュ、バスクに独自民族
公用語	フランス語(地方語にブルトン語、プロバンス語など)
宗教	カトリック教徒が約80%、イスラム教7%、プロテスタント1.7%、ユダヤ教1.3%
通貨	ユーロ(1ユーロ=125円) 【旧フランス・フラン=約19円】
国内総生産	2兆5,622億ドル(2007年)
一人当たり国民総所得	3万8,500ドル(2007年)

(「世界年鑑2009」共同通信社より作成)

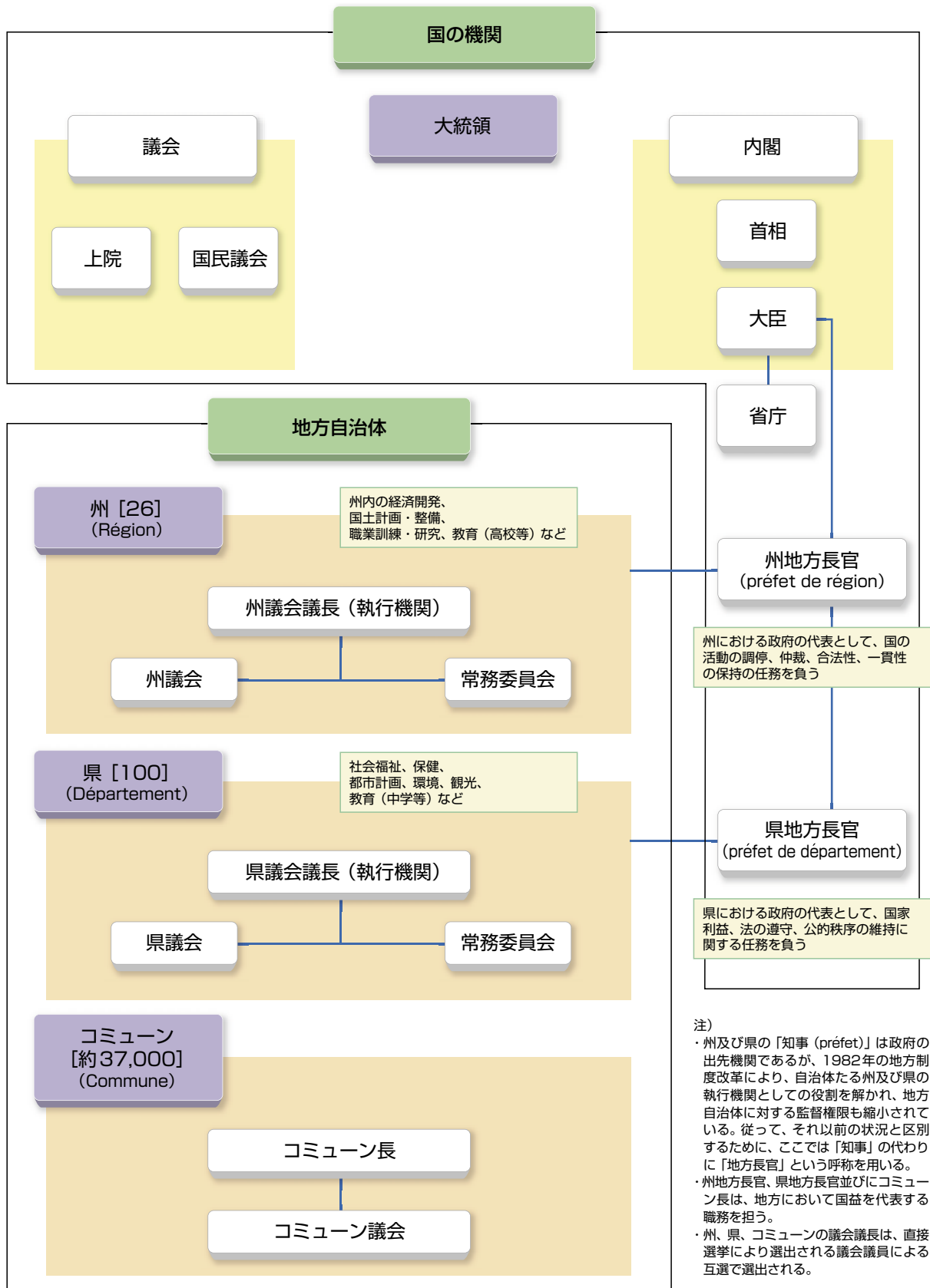
●フランスの国家体制

政治体制	共和制、大統領が最高権力者			
元首	大統領(任期は5年)、直接選挙制			
議会	2院制 国民議会(任期5年)と上院(任期6年)(2009年11月現在)			
	国民議会(577議席)		上院(343議席)	
	・国民運動連合	317議席	・国民運動連合	151議席
	・社会・革新・市民・諸左派	204議席	・社会党	115議席
	・民主共和左派	25議席	・中道連合	29議席
	・新中道派	23議席	・共産党系	24議席
	・無所属	8議席	・欧州社民連合	17議席
			・無所属	7議席
政府	首相(大統領が任免)			
司法	破棄院、控訴院、地方裁判所、簡易裁判所			

(「世界年鑑2009」共同通信社及びフランス国民議会／上院ウェブサイトより作成)



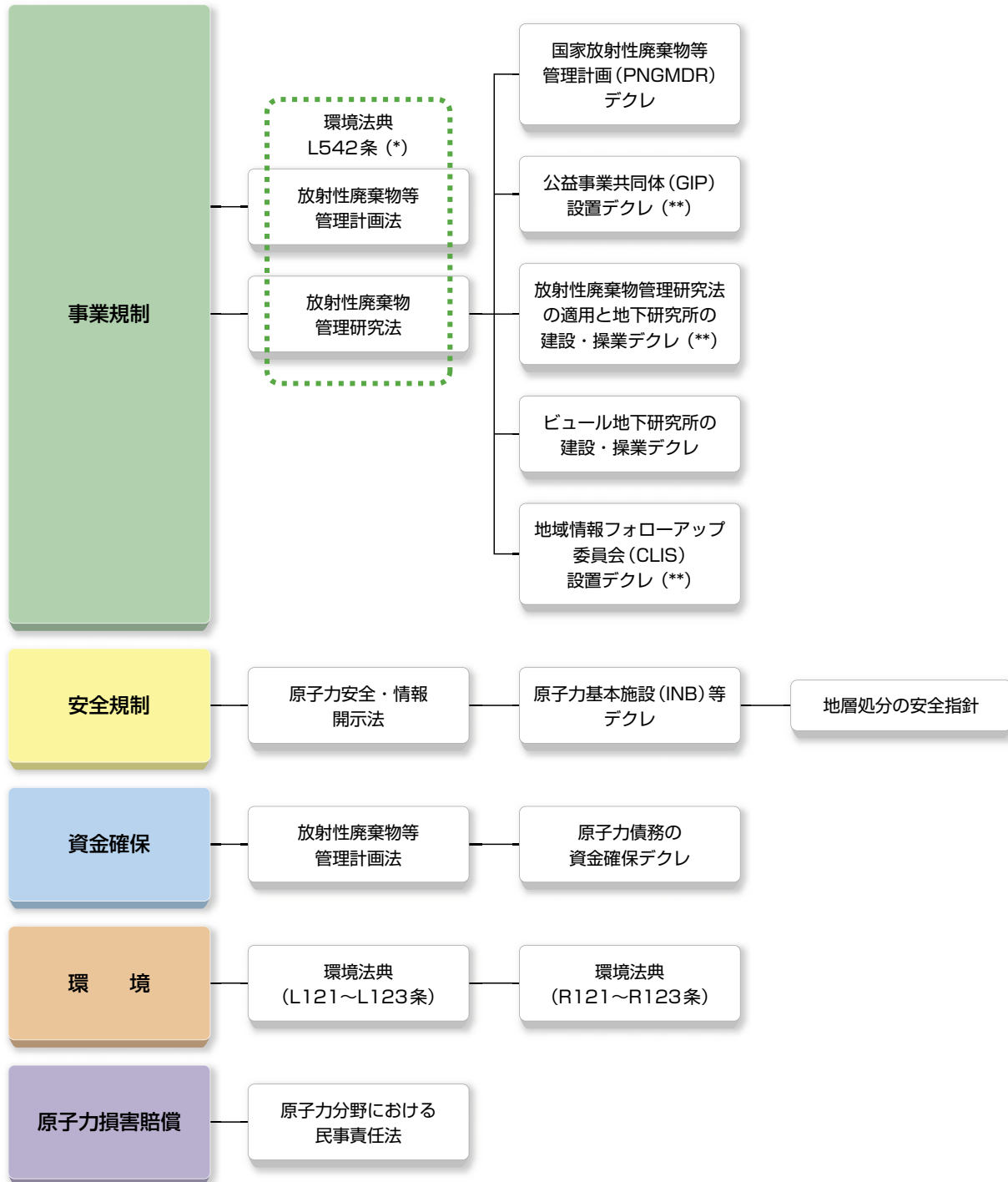
●フランスの地方自治体制度



※カッコ内の数字は自治体の数
 (「フランス地方分権15年」財団法人自治体国際化協会より作成)

2. 処分に関わる法制度

● 処分に関わる法令の体系図



(*) フランスの法律の一部は法典化されており、1991年の放射性廃棄物管理研究法の場合は環境法典のL542条等に編纂されています。2006年に制定された放射性廃棄物等管理計画法はこの環境法典のL542条の一部を改訂しました。したがって、1991年の放射性廃棄物管理研究法の内容が変更された形になっています。

(**) 環境法典L542条に編纂された法律の施行デクレの一部が環境法典R542条に編纂されています。

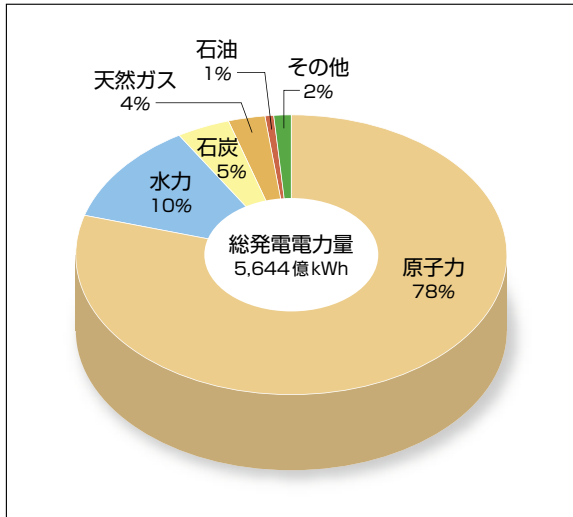


●処分の法制度

	内 容
事業規制	<p>1991年に、高レベル放射性廃棄物及び長寿命中レベル放射性廃棄物管理研究に係る諸活動の法的枠組みを与えることを目的として、放射性廃棄物管理研究法が定められました。放射性廃棄物管理研究法では、長寿命放射性核種の分離・変換、可逆性のあるまたは可逆性のない地層処分、長期地上貯蔵の3つの研究実施が規定されました。また、2006年までに政府が議会でこれらの研究についての総括報告書、さらに必要に応じて、地層処分場の建設許可に関する法律案を提出することが定められていました。さらに同法のもとでは、放射性廃棄物管理機関（ANDRA）設置デクレなどが発給されています。</p> <p>2006年6月に放射性廃棄物等管理計画法が制定され、高レベル放射性廃棄物及び長寿命中レベル放射性廃棄物については、可逆性のある地層処分を実施することが規定されました。また、処分実施に向けた地層処分の研究とともに、長寿命放射性核種の分離・変換と中間貯蔵に関する研究も実施されることが定められました。</p> <p>放射性廃棄物等管理計画法では、処分場設置の許可対象が地下研究所で研究の対象となった地層に関するものに限ること、設置許可は可逆性についての条件を定める法律の制定後にデクレによって発給されること、法律によって許可される処分場閉鎖の後、100年以上の可逆性を確保する期間を設定することが許可発給の条件として規定されています。</p> <p>また、同法では政府が管理計画を策定すること、地下研究所区域に設置される地域情報フォローアップ委員会（CLIS）、地下研究所または地層処分場区域に設置される公益事業共同体（GIP）についても規定されています。</p> <p>なお、放射性廃棄物等管理計画法は放射性廃棄物管理研究法の一部を改訂しており、CLISやGIPの設置などについて新たに定めるデクレも出されています。</p>
安全規制	<p>放射性廃棄物に関する安全規制については、原子力安全・情報開示法が適用されています。</p> <p>原子力安全・情報開示法は、原子力活動の原則や原子力安全・放射線防護及び情報公開に関する国の役割と責任を定めたものとされています。</p> <p>原子力基本施設（INB）等デクレは、原子力安全・情報開示法に基づいて制定されており、INBの設置、操業、恒久停止、廃止措置の許認可について規定しています。</p> <p>地層処分の安全指針は、処分場閉鎖後の安全性を確保するために、放射性廃棄物の地層処分場の設計及び建設において採用されるべき目標を設定しています。</p>
資金確保	<p>放射性廃棄物等管理計画法では、中間貯蔵施設及び地層処分場の建設・操業等に必要な資金確保のためには、原子力基本施設（INB）操業者からの拠出による基金をANDRA内に設置することが定められています。また、INB操業者は、基金への拠出を行うまでは引当金によって資金を確保することが同法で定められています。なお、管理費用の見積についてはANDRAが行い、エネルギー担当大臣が最終的な見積額を決定することとされています。また、中間貯蔵施設及び地層処分場に関する調査及び研究活動に必要な資金確保のため、『研究税』を資金源とする基金を放射性廃棄物管理機関（ANDRA）内に設置することが規定されています。</p>
環境	<p>環境法典では、自然界に対して損害を与える可能性のある事業は、その影響評価ができるような調査を行うことや環境影響評価の実施項目と公衆意見調査が行われる場合に環境影響評価を対象に加えることが規定されています。</p> <p>また、事業が環境に及ぼす影響があるときは、工事に先立って公衆意見聴取を行う必要があることを規定しています。</p> <p>さらに、天然資源や自然環境等の保護、開発、管理等の原則を定めていて、開発に先立つ公開討論会の開催や要件等が示されています。</p>
原子力責任	<p>原子力分野における民事責任法は、フランスにおいて、原子力分野の第三者に対する責任に関するパリ条約の内容を、国内法として効力を持たせるために制定された法律です。本法律では、事業者の責任限度額及びその時効を規定して、商業用または軍用原子力施設を利用する個人または法人は、公的機関、民間を問わず、規定に従うことを定めています。</p>

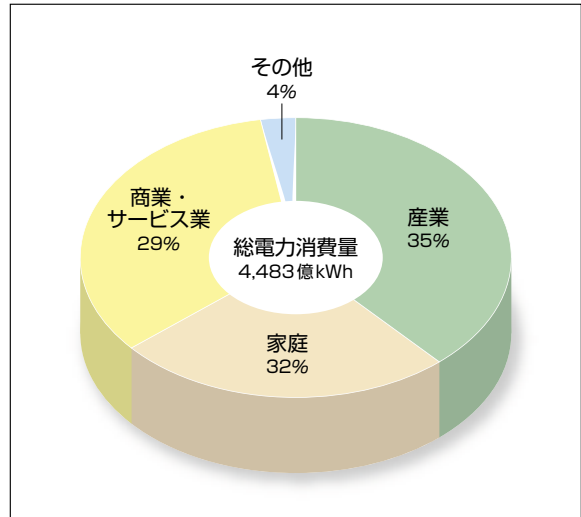
3. 電力供給構成と原子力発電

● フランスの電力供給構成 (発電量 - 2007年)



(Electricity Information 2009, IEA より作成)

● フランスの部門別電力消費 (2007年)



(Electricity Information 2009, IEA より作成)

● フランスの主要な原子力関連施設





4. 放射性廃棄物

●放射性廃棄物の区分

区分	種類
高レベル放射性廃棄物 (カテゴリ-C)	ガラス固化体及び 使用済燃料
長寿命中レベル 放射性廃棄物 (カテゴリ-B)	再処理によって発生する廃棄物 (ハル・エンドピース、廃液処理 による沈澱物)、再処理工場及び 研究所における補修管理廃棄物
短寿命中・低レベル 放射性廃棄物 (カテゴリ-A)	主に原子力発電所、核燃料サイク ル関連工場などで発生する運転 廃棄物
長寿命低レベル 放射性廃棄物	ラジウム含有率の高い廃棄物及 びGCRの廃炉による黒鉛廃棄物
極低レベル放射性廃棄物	ウラン鉱滓、廃炉廃棄物

(Nuclear Safety In France in 2005, ASN Annual Reportより作成)

●高レベル放射性廃棄物の中間貯蔵

設備	所有者/運転者	受入廃棄物	廃棄物発生源
サイト内貯蔵施設 (各原子力発電所)	フランス 電力株式会社 (EDF)	使用済燃料	原子力発電所
ラ・アージュ再処理 工場内貯蔵施設	AREVA NC社 (旧COGEMA社)	ガラス固化体	再処理工場
カダラッシュ原子 力研究センター内 貯蔵施設	原子力・代替 エネルギー庁 (CEA)	使用済燃料	研究炉

(Nuclear Safety In France in 2005, ASN Annual Reportより作成)

●中低レベル放射性廃棄物の処分

設備	所有者/運転者	廃棄物発生源	処分施設概要 (方式、深度)	容量	処分量	操業状況	閉鎖後のモニ タリング期間
ラ・マンシュ 処分場	放射性廃棄物 管理機関 (ANDRA)	原子力発電所、 核燃料サイクル、 研究、 放射性同位体	浅地中の トンネル及び ポールト	約53万m ³	約53万m ³ (1969～94年)	1969年操業 開始 1994年操業 終了	300年
オーブ処分場	放射性廃棄物 管理機関 (ANDRA)	原子力発電所、 核燃料サイクル、 研究、 放射性同位体	浅地中の ポールト	約100万m ³	約22万m ³ (2008年末時点)	1992年操業 開始	300年
モルヴィリエ 処分場	放射性廃棄物 管理機関 (ANDRA)	原子力発電所、 核燃料サイクル、 研究、 放射性同位体	浅地中の トレンチ	約65万m ³	約11万6,000m ³ (2008年末時点)	2003年操業 開始	数十年

(ANDRA 資料、放射性廃棄物等安全条約フランス国別報告書、Nuclear Safety In France in 2005, ASN Annual Reportより作成)

●ラ・マンシュ処分場



(ANDRA ウェブサイトより引用)

●オーブ処分場



(ANDRA ウェブサイトより引用)